

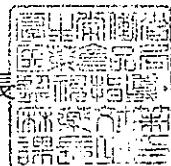


薬食監麻発0427第1号

平成24年4月27日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして  
厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について

今般、医薬品が新たに承認されることに伴い、平成24年厚生労働省告示第350号により、  
薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして新たに医薬品の指定をするた  
め、薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する  
医薬品等（昭和38年厚生省告示第279号。以下「検定告示」という。）が別添のとおり一部  
改正されたので、下記の改正要旨等について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知  
徹底及び指導に遺憾なきを期したい。

なお、国立感染症研究所長、国立医薬品食品衛生研究所長、各地方厚生局健康福祉部長、  
独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、日本製薬団体連合会会長、一般社団法人日  
本ワクチン産業協会理事長及び社団法人日本血液製剤協会理事長宛に当該通知の写しを送  
付したことを申し添える。

記

## 1. 改正要旨

不活化ポリオワクチン（ソークワクチン）が承認されたことに伴い、当該医薬品を薬  
事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして指定し、その手数料、試験品  
の数量及び検定基準を定めたこと。

## 2. 適用時期

公布日（平成24年4月27日）

### 3. 標準処理期間

不活化ポリオワクチン（ソークワクチン）の検定に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の規定による標準処理期間（以下単に「標準処理期間」という。）は、70日とすること。

なお、法第43条第1項の規定に基づき検定を要する医薬品の検定に係る標準処理期間については、「標準的事務処理期間の設定等について」（昭和60年10月1日薬発第960号 厚生省薬務局長通知）の別表に示されているところであるが、当該通知の別表に掲げる医薬品（既に検定告示から削除されたものを除く。）を含め、これまでに薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして指定されている医薬品に係る標準処理期間を別紙のとおりまとめたので参考にされたい。